

# 山梨県公報

第二千二十八号

平成二十二年

三月二十五日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除の予定……………一九五
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一九五
- 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一九七
- 道路の区域変更(四件)……………一九八
- 道路の供用開始……………一九九
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一九九
- 平成二十二年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………二〇三

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二〇八
  - 特定計量器の定期検査の実施……………二〇八
  - 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二二〇
  - 国土調査の成果の認証……………二二〇
  - 土地改良区役員の退任及び就任……………二二〇
  - 基本測量の終了……………二二一
  - 開発行為に関する工事の完了について……………二二一
  - 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二二一
  - 落札者の決定について(二件)……………二二一
- 平成二十二年三月十二日付号外第十四号中……………二二二

## 告示

### 山梨県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡南部町中野字栗尾四九九・四九五〇・四九五一・四九五三・四九五四・四九五五(以上六筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山梨県告示第九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。  
平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	南都留郡(富土河口湖町に限る。)	一次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は死亡した	1 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (一) 試験管凝集反応法 (二) 急速凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 その他必要な検査 1 結核病検査 1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 その他必要な検査

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>甲府市、 市、南アルプス市、 甲斐市、 中央市、 南巨摩郡</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育</p>	<p>同</p>	<p>一 予備的抗体検出法による検査 二 酵素免疫測定法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査</p>
<p>南都留郡(富士河口湖町に限る。)</p>	<p>南都留郡(富士河口湖町に限る。)</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>区域を所管する家畜保健衛生所長指定する日</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛</p>
<p>中巨摩郡</p>	<p>北杜市、 富士市、 吉田市、 都留市、 山梨市、 大月市、 笛吹市、 上野原市、 甲州市、 西八代郡、 南都留郡及 び北都留郡</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握のため	馬伝染性貧血の発生の予防のため	病原性生鳥インフルエンザの発生の予察のため	家きんサルモネラ感染症の発生の予
県内全域	県内全域	県内全域	県内全域
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で百羽以上の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は十羽以上のだちょうを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	実施区域内で飼育している種鶏
同	同	同	同
一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査	凝集反応検査（急速凝集反応法）

防のため	腐蛆病の発生の予防のため	アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察のため
県内全域	県内全域	県内全域
実施区域内で飼育しているみつばち	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同
一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査	一 中和反応検査 二 臨床検査	同

山梨県告示第九十八号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内 正明

三の表中「ヤツユタカ」を「ヤツユメ」に、

帯及び中間地帯に適  
を  
ウシブエ  
中生  
中間地帯及び高冷地帯に適する。

ナンリョウ  
極早生  
平坦地  
する。

に改める。

**山梨県告示第九十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
中央市山之神字居村官有無番地先から 中央市布施字宿西三二五一番の一地先まで	新	旧	四〇・〇 五〇・〇	三二四・〇
	旧	新	四五・八 六〇・〇	三二四・〇
中央市布施字宿西三二六番の一地先から 中央市布施字宿西三二四番の二地先まで	新	旧	四〇・四 四二・〇	五一〇
	旧	新	四五・二 五一・六	五一〇
中央市布施字小井川一八七三番の三地先から 中央市布施字小井川一八五七番の三地先まで	新	旧	四二・四 四二・六	五七・〇
	旧	新	四六・四 四八・〇	五七・〇
中央市上三條字小河原九二九番地先から 中央市上三條字三宮司六四七番の一地先まで	新	旧	三六・〇 三八・〇	二六五・〇
	旧	新	三六・〇 八〇・一	二六五・〇

**山梨県告示第百号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
中央市極楽寺字北河原三五九番地先から 中央市極楽寺字北河原三五八番地先まで	新	旧	四四・〇 四七・〇	五〇・八
	旧	新	五一・六 五八・四	五〇・八

**山梨県告示第百一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

八〇・一

区 間	中央市山之神字居村官有無番地先から 中央市山之神字居村三五三五番の内一 地先 まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	二六・〇 四四・〇	旧	三三・〇 五一・三	一六八・〇
新	一六・三 二六・九	旧	八・六 九・〇	三七五・〇

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	甲斐市大下条字金ノ尾六七五番の五地先か ら 甲斐市大下条字泉尻五四六番の一 地先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	一六・三 二六・九	旧	八・六 九・〇	三七五・〇
新	一六・三 二六・九	旧	八・六 九・〇	三七五・〇

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十二年四月十五日まで一般の縦覧に供す

る。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の 種類	県道	路線名	茅野北杜 葑線	区	葑崎市藤井町大字南下條字坂上 八八九番地先から 葑崎市藤井町大字南下條字滝坂 一二七九番地先まで	間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
							五四五・〇	平成二十二年三月二十五日

山梨県告示第百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	身延町	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	妙円寺	妙円寺	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	妙円寺・市之瀬	妙円寺・市之瀬	急傾斜地の崩壊	
	一色 1	一色 1	急傾斜地の崩壊	
	一色 2	一色 2	急傾斜地の崩壊	
	和平 1	和平 1	急傾斜地の崩壊	

家の上 1	南沢 2	南沢 1	紙屋	和名場	古屋敷 2	古屋敷 1	西横手 2	西横手 1	宮の前	大曾里	一色 2	一色 1	一色の 2	木更津	木更津 の2	木更津 の3	一色の 4	和平 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大平沢	一色川の 2	一色川	上垓沢の 2	上垓沢の 1	梅沢	中村沢の 2	中村沢	中村沢の 1	上垓沢 2	上垓沢 1	日向 3	日向 2	日向 1	遠光寺	夜子沢	夜子沢 の2	家の上 3	家の上 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大中山沢の2	大久保沢川	新居沢	向坂沢の2	天神沢の2	東沢	天神沢	八丁巻沢	西の沢	紙屋川	北川沢	はながら沢	地藏川	柳沢	一色天神沢	横沢2	南沢	樋口沢川	横沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

身延町													市町村名		身延町・富士川町	
一色2	一色1	一色の2	木更津	木更津の2	木更津の3	一色の4	和平2	和平1	一色2	一色1	妙円寺・市之瀬	妙円寺	土砂災害特別警戒区域の名称	八坪沢	蟹谷沢	
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流													
次の図のとおり													土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			

日向 3	日向 2	日向 1	遠光寺	夜子沢	夜子沢 の2	家の上 3	家の上 2	家の上 1	南沢 2	南沢 1	紙屋	和名場	古屋敷 2	古屋敷 1	西横手 2	西横手 1	宮の前	大曾里
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

紙屋川	北川沢	はながら沢	地藏川	柳沢	一色天神沢	横沢2	南沢	樋口沢川	横沢	大平沢	一色川の2	一色川	上袋沢の1	梅沢	中村沢の2	中村沢	上袋沢2	上袋沢1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

川町	身延町・富士	西の沢	土石流
	蟹谷沢	八丁巻沢	土石流
身延町・富士	八坪沢	天神沢	土石流
	大中山沢の2	新居沢	土石流
	土石流	大中山沢の2	土石流
	土石流	八坪沢	土石流

山梨県告示第百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の五第一項の規定に基づき、平成二十二年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下、「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 競争入札に参加することができる者
- 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下、「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
- 1 令第百六十七條の四第一項の規定に該当する者
  - 2 令第百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者
  - 3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (一) 営業経歴書（第二号様式）
- (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (三) 身分証明書（個人の場合）
- (四) 印鑑証明書
- (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- (六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
- (七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- (八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面
- (九) 誓約書（第三号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限

資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十三年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者又は代理人
- 3 所在地又は住所
- 4 印鑑
- 5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

- 1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。

山梨県公報 第二千二十八号 平成二十二年三月二十五日

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成22年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）



# 誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者

印

# 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年三月十五日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ものづくり研究会
- 2 代表者の氏名 雨宮隆久
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山下萩原二千二百五十三番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域社会や子供たちに対して、「古き良き時代の先達の創意工夫の結集である高年式車の再生活動」や「化石燃料を利用した新型動力自動車の開発」及び「様々な施設等における甲州に伝わる古い民話の朗読活動」の事業を行い、自然との協調や人間性を尊重した「ものづくり」や「生き方」の大切さを伝えることにより、健全で豊かな明るい地域社会の確立並びに日本の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年三月十七日から同年五月十六日まで

● 特定計量器の定期検査の実施  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十二年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 対象となる特定計量器	二 検査年月日	三 検査時間 (正午から午後一時までの間を除く。)	四 検査場所	五 区域	六 実施機関
--------------	---------	------------------------------	--------	------	--------

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）  
 分銅及びおもり

平成二十二年四月二十一日	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧大和村及び勝沼町	一般社団法人山梨県計量協会
平成二十二年四月二十三日	同	甲州市勝沼市民会館	同	同
平成二十二年四月二十六日	同	同	同	同
平成二十二年四月二十七日	同	同	同	同
平成二十二年四月二十八日	同	同	同	同
平成二十二年四月三十日	同	同	同	同
平成二十二年五月十日	午前十時半から午後一時半まで	山梨市三富基幹集落センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同
平成二十二年五月十一日	午前十時から午後三時まで	山梨市牧丘町総合会館	同	同
平成二十二年五月十三日	同	同	同	同
平成二十二年五月二十五日	同	笛吹市役所春日支所	笛吹市	同
平成二十二年五月二十七日	同	笛吹市商会館	同	同

平成二十二年 六月十五日	平成二十二年 六月十四日	平成二十二年 六月十一日	平成二十二年 六月十日	平成二十二年 六月八日	平成二十二年 六月七日	平成二十二年 六月四日	平成二十二年 六月三日	平成二十二年 六月二日	平成二十二年 五月三十一日	平成二十二年 五月二十八日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富士川町 豊富庁舎	中央市役所 ふるさと総 合センター	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富士川町 ち旧豊富村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

平成二十二年 六月三十日か ら平成二十三 年三月三十一 日まで（県の 休日（山梨県 の休日）を定め る条例（平成	平成二十二年 六月二十九日	平成二十二年 六月二十八日	平成二十二年 六月二十五日	平成二十二年 六月二十四日	平成二十二年 六月二十二日	平成二十二年 六月二十一日	平成二十二年 六月十八日	六月十七日
午後四時まで	午前九時から 午後三時まで	同	同	同	午前十時半か ら 午後三時まで	午前十時半か ら 午後二時半ま で	同	同
特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第	南部町活性 化センター	本庁舎	身延町役場 久那土出張 所	身延町役場 身延支所	身延町下部 開発センタ ー	早川町役場	富士川町民 会館	沢総合福祉 センター
今期検査を 実施する市 町村の区域	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十二年六月三十日から平成二十三年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	山梨県計量検定所(平成二十二年六月二十九日までに検査を受けなかった場合に限る。)	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
-------	---------------------------------------	--------------	----------------------------	--	---	------------	----------

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年四月二十五日まで縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 山梨県知事 横 内 正 明
- 1 名称 いちやまマート德行店
- 2 所在地 山梨県甲府市德行二丁目四百四十四の一外
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成二十一年十一月十六日
- 三 意見の概要
- 1 来店経路の周知及び誘導員の配置の徹底
- 2 廃棄物等の適正な分別処理の徹底
- 3 屋外広告物の適正な設置

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成二十二年三月二十五日

- 一 調査を行った者の名称  
 山梨県知事 横 内 正 明  
 笛吹市
- 二 調査を行った時期  
 平成十八年十一月十五日から平成十九年三月六日まで、及び平成二十年十一月十九日から平成二十一年三月三日まで
- 三 成果の名称
- 四 地籍図及び地籍簿  
 調査を行った地域  
 笛吹市芦川町大字中芦川の一部地区(二ノ一地区、二ノ二地区)
- 五 認証年月日  
 平成二十二年三月十二日

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
 平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理事	竹越 久高	山梨市小原西九五二の二番地	平成二十二年三月十六日

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十二年三月八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（基準点測量 電子基準点調査）

二 作業期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域

1 基準点測量 笛吹市及び南巨摩郡南部町

2 電子基準点調査 甲府市、大月市、山梨市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、北都留郡小菅村及び南都留郡道志村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字南大端三一六の一部及び三二一の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南都留郡鳴沢村四千四百十四番地 株式会社富士清水 代表取締役 滝口國彦

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

昭和町常永土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場内

三 施行地区

中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部並びに大字河東中島字山伏の一部

四 設立認可の年月日

平成二十年三月十七日

五 事業施行期間

平成十九年度から平成二十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十二年三月二十五日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

総合実践実習装置 二式

情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十二年二月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

リコー販売株式会社山梨支社 山梨県中央市山之神流通団地東一番地

五 落札金額

五千十三万七千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札  
七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十六条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十二年一月二十一日

● 落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十二年三月二十五日

一 落札に係る物品等の名称及び数量  
山梨県知事 横 内 正 明

EWS実習装置 一式  
情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十二年二月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社コンピュータムーブ 山梨県甲斐市西八幡四二八一番地四

五 落札金額

三千六百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十六条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十二年一月二十五日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年三月十二日山梨県公安委員会規則第三号（山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則）

同 同 二

同 下 上  
終わりから五  
終わりから四

前条第七号  
適正検査所

前条第七号  
適性検査所